

改正卸売市場法に伴う浜松市中央卸売市場業務条例第1回ヒアリング実施結果について

平成30年8月20日 ～ 9月7日ヒアリング実施

現行法令	必要である (卸・仲卸・組合)	どちらでもいい (卸・仲卸・組合)	必要ない (卸・仲卸・組合)	計
第三者販売の原則禁止	15	2	9	26
青果部	7	1	7	15
水産物部	8	1	2	11
商物一致の原則	12	5	9	26
青果部	7	1	7	15
水産物部	5	4	2	11
直荷引きの原則禁止	8	5	13	26
青果部	4	1	10	15
水産物部	4	4	3	11
売買取引別表の物品規定	6	2	18	26
青果部	2	0	13	15
水産物部	4	2	5	11

【第三者販売の原則禁止(業務条例第45条)】

○取引参加者からの規定が必要である主な意見	【開設者の考え方】
・市場以外に高値で売れるところはない。	公正な価格形成を前提に、儲かる市場となるために、卸売業者、仲卸業者及びその他買受人も含めて、取引事業者間の協力体制が必要と考えます。
・場内代金決済機関を利用する最大のメリットがある。	第三者との市場取引では、その相手方との契約に基づくものとなります。また、その販売代金等の支払期日、支払方法の公表により取引は可能ですから、資金調達に無理のない支払期日等の取決めにより取引事業者間で考えていただくものです。
・生産者との直接取引拡大が買手優位に。卸・仲卸への買ったたきが生じ、価格が歪められる。	卸売市場は適正な価格形成の場です。仲卸業者及びその他の買受人に適正な価格で提供されることが卸売市場の使命です。事業者の皆さんには、新たな需要開拓の提案など取引事業者間の協力体制で臨んでいただきたいと考えます。
・卸、仲卸の機能をしっかりと使うことが強い市場を維持。	国の基本方針にもあるように卸売業者の集荷機能、仲卸業者の分荷・目利き機能という役割をしっかりと堅持し、儲かる市場のしくみづくりが必要と考えます。こうした取引は、取引事業者間において考えていただくことです。
・卸の集荷によっては、仲卸が受ける販売先の必要数が確保できないため、集荷に力を。	

○取引参加者からの規定が必要でない主な意見	【開設者の考え方】
・バイングパワー、仕入先を選ぶのが、買受人となっている。	卸売市場外も含めた自由競争の商取引では当然のように起こり得る状況であり、規制を緩和することで自由な商取引のメリットを生かしつつ、卸売市場の公正な取引を前提に、儲かる市場としての多様な戦略、手段を取引事業者間で取り組んでいただきたい。
・大手量販店進出が多い浜松は、本部納品に対抗できない。少しでも対抗するには、自由にすべき。	
・競争原理は必要である。規定は不要。	
・規制が取引を締め付けている。もっと、フリーにするべきである。	
・規定が撤廃されれば、より自由な売込みができる。	全国の卸売市場での共通な課題と感じています。卸売市場の規制緩和を起点に、卸売業者、仲卸業者及びその他の買受人の連携の中で新たな取引需要の開拓を施していただきたい。
・入荷量が多く場内では捌ききれない。残品がでても全量、仲卸、買参が買ってくれればいいが難しい。	

【商物一致の原則(業務条例第47条)】

○取引参加者からの規定が必要である主な意見	【開設者の考え方】
<ul style="list-style-type: none"> ・消費者に安全で安心な食料品を提供することが市場としての責務である。 	<p>不当に差別的な取り扱い及び食品衛生法に抵触しないことを前提に、例えば、鮮度落ちの早い生鮮食料品等は、産地直送等が可能になれば品質・衛生管理、流通効率の向上、流通経費の削減、労働時間の短縮といった大きなメリットが生まれます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・クレーム処理には、出荷者自身では動けない。 	<p>出荷者等と卸売業者の契約で決められることです。通常の商取引では卸売業者の関与がなければ当事者間です。また、取引方法については、改正卸売市場法においても卸売業者の公表が義務化されています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・大手量販店の指示による納品依頼があり、買い手の強さを感じる。 	<p>市場の取引規制は、大手量販店との取引から卸売業者を守るものではありません。大手量販店との売買取引において市場内業者を最大限活用してその他の買受人の要望に沿うことは十分可能と考えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸の目利きによって、適正な価格形成が成立している。現物確認が重要。 	<p>仲卸業者及びその他の買受人がそれぞれの立場において生鮮食料品等の品質確認がされ、価格が形成されています。食品衛生法に則って品質・衛生管理を行うのは食品等を扱う事業者の責務です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・大手の物流センターへの納品は、そこからの出荷に2日程度かかる場合もあり、鮮度保持に疑問を感じる。 	<p>取引事業者間において、調整すべきことです。改正卸売市場法における市場取引規定に反することとなれば、認定取消になります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・産地直送により、買受人の必要な荷が市場に入らない不安を感じる。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸の目利きの部分も必要だが、製品、冷凍、塩干品は、直送でもいい。 	<p>生鮮食料品等の品目によっては、卸売業者、仲卸業者及びその他の買受人との間で調整すべきものであり、卸売市場取引の自由度の向上から活性化に繋げていただきたい。</p>

○取引参加者からの規定が必要でない主な意見	【開設者の考え方】
<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット販売の時代でもある。直送できるものそうでないものの判断は区別できる。 	<p>仲卸業者及びその他の買受人に対して不当に差別的な取扱いとならないよう品質管理、流通効率の向上、流通経費の削減などメリットを活用した取引を期待します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ランニングコストをかけて鮮度を落とす必要はないと考える。 	<p>開設者も同じ考えです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・開設者への報告義務は必要と考える。 	<p>不当に差別的な取扱いにならないよう必要な取引状況の報告は、電子媒体等を利用して、事務の簡素化に努めた形で報告いただくことと考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・開設区域外からの流入は現状少なくない。自由競争に対抗する必要がある。 	<p>開設者も同じ考えです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・消費エリアは全国、輸出も視野に入れる必要がある。 	<p>新たな販売先、消費エリアの拡大は重要と考えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・大手量販店の物流センター搬入は、前日発注が当日入荷量変更することも多い。センターでは対応できない分、市場は対応できる。 	<p>卸売業者、仲卸業者の役割を最大限に活用して、物流センターに対抗できる仕組みづくりを市場関係者で取り組むべきと考えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・国を挙げての流通改革であり、産直は必要な流れである。 	<p>産地直送を市場取引に活用しながら、卸売市場の活性化に繋がる取り組みが必要と考えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・他市場も浜松への進出は目まぐるしい。自由にして、強い浜松市場として対抗するべきである。 	<p>不当に差別的な取扱いにならないことを前提に、市場取引の活性化のため取引の自由度を高めることが必要と考えます。</p>

【直荷引きの原則禁止(業務条例第54条)】

○取引参加者からの規定が必要である主な意見	【開設者の考え方】
<ul style="list-style-type: none"> ・横行すると市場全体が地盤沈下し、卸の集荷力にも影響。荷主から卸への出荷も減少あるいは、出荷しないなど影響が出る。 	<p>卸売業者、仲卸業者の役割をしっかりと取り組むことが、こうした不安を払拭することとなります。規制を設けなくてもそれぞれの責務を実行いただきたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・規定は、卸から買えない、引けない荷に対するもののみでいい。 	<p>これは卸売業者、仲卸業者への規制ではなく、卸売市場の生鮮食料品等の入荷状況に合わせた取引事業者間の取引ルールです。卸売業者、仲卸業者の役割を誠実に活用いただきたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・直荷引き実績使用料をきちんと納入することが、市場運営に重要なことである。 	<p>仲卸業者の市場使用料は、直荷引きを行った販売売上の申告により算定されます。市場外仕入れからその販売金額を区分経理して毎月申告願います。</p>

○取引参加者からの規定が必要でない主な意見	【開設者の考え方】
<ul style="list-style-type: none"> ・卸が引けない荷もある。 	<p>卸売市場として、消費者ニーズに応えることが重要です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・市場使用料(売上高割)の適切な納付規定だけあればいい。 	<p>仲卸業者の直荷引きに対する市場使用料の規定は、今回の規制緩和に係る改正とは何ら関係ありません。現行法通り適切な申告及び納付願います。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸も市場の核として自由競争に向かうためには、地の良質なものを売り込み営業する必要もある。 	<p>消費・販路拡大が市場活性化に繋がります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害発生の多い日本。災害発生時には、集荷が厳しいこともあるため、直荷引きも必要。 	<p>集荷先チャンネルの確保と、他市場間連携など支援体制を確立させ、消費者への安定供給を確保することが重要です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・買受人の信頼を得るためには、必要。買い手側の要望も多くなっている。 	<p>卸売市場の取引は公正でなければなりません。卸売市場として、消費者ニーズに応えることは重要な責務です。</p>

【売買取引の方法(業務条例第41条)における別表】

○取引参加者からの規定が必要である主な意見	【開設者の考え方】
<ul style="list-style-type: none"> ・地の物はせり取引規定が必要と考える。量が少ないうえに、仲卸、買参人は必要としている。 	<p>卸売物品の売買方法は、その取引を実行する卸売業者がその物品の品質等を判断し、最良の取引を公正に遂行することが責務です。従いまして、現行の別表第1、2、3、4号の物品規定はいたしません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・せり売りが価格形成の基本である。 	

○取引参加者からの規定が必要でない主な意見	【開設者の考え方】
<ul style="list-style-type: none"> ・せり人がその物品に対する最良の販売を考えているため、せり人の裁量でいい。 	<p>開設者も同じ考えです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・大手量販店対応には、せりを待つ荷を運ぶには、相手方の要望時間に間に合わない。 	<p>仲卸業者及びその他の買受人に対し改正卸売市場法に抵触することなく公正な取引の実行により、取引の活性化に繋げていただきたい。</p>